



随時記者発表

項 目	日高振興局管内における野鳥監視重点区域の解除等について				
区 分 等	発 表	月	日	時 分	説明者
	資料配布	5月	25日	15時 00分	
配布資料					
発表要旨	<p>○ <u>斜里町</u>で2月8日（火）に回収された衰弱野鳥（ハシブトガラス）及び4月8日（金）に回収された死亡野鳥（ハシブトガラス）から、また、<u>羅臼町</u>で2月10日（木）に回収された死亡野鳥（オジロワシ）及び同町内でその後回収された9件の死亡野鳥（オオワシ、オジロワシ、ハシブトガラス及びハシボソガラス）から、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されたことに伴い、<u>環境省が斜里町及び羅臼町内に指定した、それぞれ一部が重複する野鳥監視重点区域</u>（各回収地点から半径10km以内）は、その後、当該区域内で野鳥の大量死等が確認されなかったため、<u>5月23日（月）24時に解除（※）</u>されました。</p> <p>○ <u>えりも町</u>で4月9日（土）に回収された死亡野鳥（オジロワシ）及び4月26日（火）に回収された衰弱野鳥（オジロワシ）からA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されたことに伴い、<u>環境省が指定した、それぞれ一部が重複する野鳥監視重点区域</u>は、その後、当該区域内で野鳥の大量死等が確認されなかったため、<u>5月24日（火）24時に解除（※）</u>されました。</p> <p>※ 環境省では野鳥監視重点区域を高病原性確認個体の回収日の次の日を1日目として28日目の24時に解除するとしております。</p> <p>〈道の今後の対応〉 国内の野鳥サーベイランス（調査）が「対応レベル3」（最高レベル）とされていることから、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などの監視強化を継続します。</p> <p>〈参考〉 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。</p>				
報道に当たってのお願い					
担 当	<ul style="list-style-type: none"> 環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係（担当者：車田） TEL：011-231-4111（内線24-382）ダイヤルイン:011-204-5205 日高振興局保健環境部環境生活課（担当者：中村） TEL：0146-22-9250 				